

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成30年2月2日 午後2時20分頃 高山市桐生町3丁目208番地（高山消防署敷地内）		
	事故の概要	高山消防署庁舎からの落雪による車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（ルーフパネル等）	
	被害総額・市の過失割合	—	126,597円・100分の100	
	賠償金	—	126,597円	
	内訳	保険金	—	126,597円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年3月27日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成30年2月14日 午後1時37分頃 高山市西之一色町3丁目1233番地2（国道41号西之一色町南交差点）		
	事故の概要	片側二車線道路の交差点における右走行車線からの左折車両と左走行車線を直進中の公用車との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左フロントドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	217,080円・100分の10	
	賠償金	—	21,708円	
	内訳	保険金	—	21,708円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年4月13日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内 容		
3	発生時期・場所	平成30年2月23日 午前11時10分頃 高山市総和町2丁目18番地（高山市立西小学校駐車場内）		
	事故の概要	後退した給食配送車による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (左フロントバンパー等)	
	被害総額・市の過失割合	—	65,459円・100分の100	
	賠償金	—	65,459円	
	内 訳	保 険 金	—	65,459円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年3月30日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	平成30年2月26日 午前10時45分頃 高山市久々野町無数河 [REDACTED]		
	事故の概要	高山市国民健康保険久々野診療所からの落雪による雨どいの破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (雨どい)	
	被害総額・市の過失割合	—	11,880円・100分の100	
	賠償金	—	11,880円	
	内 訳	保 険 金	—	11,880円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成30年3月30日 地方自治法第180条第1項			